

# 電気工事業法関連の手続について

令和6年12月2日～

以下の手続時**登記事項証明書**の添付が省略できます！



## 登録電気工事業者

- ・ 新規登録申請
- ・ 更新登録申請
- ・ 登録事項変更届出
- ・ 承継届出



## 通知電気工事業者

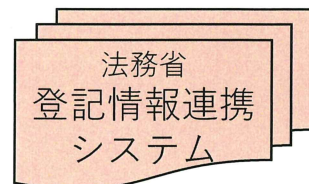
- ・ 電気工事業開始通知
- ・ 変更通知

各申請様式に**法人番号**を記載する欄を追加しました。

この法人番号をもとに、登記情報連携システムを

利用し、申請先の振興局地域創生部にて

登記事項証明書を入手・確認します。



## 大分県

商工観光労働部

工業振興課

管理・環境班

TEL:097-506-3265

電気工事業法に関する手続き

大分県HP (URL)

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14200/denkikoujigyou.html>

